

令和 2 年

# 全員協議会記録

令和 2 年 5 月 2 9 日

和 光 市 議 会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和2年5月29日（金曜日）  
午後 1時30分 開会 午後 3時51分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
10 番	金 井 伸 夫 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	小 嶋 智 子 議員	13 番	松 永 靖 恵 議員
14 番	萩 原 圭 一 議員	16 番	富 澤 勝 広 議員
17 番	安 保 友 博 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
市民環境部長	伊 藤 英 雄	市民環境部監 審 議	奥 山 寛 之
市民環境部 副 審 議 監	紺 清 公 介	市民環境部 統 括 技 術 監	清 水 敏 男
政 策 課 長	渡 辺 正 成	課 税 課 長	鈴 木 克 明
資源リサイクル 課 長	福 島 達 也	財 政 課 長	櫻 井 崇
課税課長補佐	稲 原 大 介	資源リサイクル課 主 幹	鈴 木 恵 一
政策課長補佐	中 川 大	資源リサイクル 課 長 補 佐	高 野 晴 之
企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務部次長兼 総務人權課長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	末永典子
議事課長補佐	本間修	主査	田中孝一

◇本日の会議に付した案件

第五次和光市総合振興計画策定について

ごみ処理広域化基本構想について

市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税誤りについて

午後 1時30分 開会

○吉田武司議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 皆様、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして日頃から格別の御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、6月定例会開会前の大変お忙しい中、全員協議会を御開催いただき、誠にありがとうございます。重ねて感謝を申し上げます。

さて、本日は第五次和光市総合振興計画策定について、ごみ処理広域化基本構想について、及び市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税の誤りについて御説明申し上げます。

まず初めに、固定資産税及び都市計画税につきまして、過大に賦課徴収されていたことが判明いたしました。昨年度の固定資産税及び都市計画税の土地評価における奥行長大補正の適用誤りに続きまして、このような不適切な事務処理がありましたこと、深くおわび申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

課税誤りの内容につきましては、新たに市街化区域農地となった土地の特例措置が適用されていなかったために発生したものでございます。市街化区域内にある生産緑地が生産緑地地区の指定が解除された以後も引き続き農地として使用されている場合には特定市街化区域農地として宅地並みの評価を行い、課税することとなりますが、その際に税額が急激に上昇するため、激変緩和措置として4年間の課税標準額の特例措置が設けられております。今回、この特例措置の適用がなされていなかったことが判明したため、補正予算を計上させていただき、土地所有者に固定資産税と都市計画税を還付させていただきます。

今後、このような事態が再発することがないように、適正な事務執行に努め、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第五次和光市総合振興計画策定についてでございます。

本日お示しする基本構想（案）については、前回の全員協議会で御説明いたしました将来都市像及び市民生活の目標像に加え、SDGsへの取組や描く未来の実現に向けた基本戦略、具体的な個別施策、計画の実現に向けた仕組みや背景につきましても示しております。

なお、計画策定に当たっては和光100年まちづくり会議での意見を反映させ、また、来月に実施するパブリックコメントにより、より多くの市民意見を反映した内容にしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、ごみ処理広域化基本構想についてでございます。

平成30年8月の基本合意書の締結をもって協議が開始されました朝霞市とのごみ広域処理につきましては、ごみ処理広域化協議会での検討を重ね、広域処理施設の共同建設に向けた基本的事項について基本構想を策定しましたので、その概要について御説明申し上げます。

また、昨年8月の全員協議会で御説明させていただきました新たな一部事務組合の設立について朝霞市との調整が整いましたので、議案の上程に先立ち、一部事務組合同規約案の内容について併せて説明をさせていただくものでございます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設の使用の停止をしていたわけでございますが、公共施設再開につきましては、5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、今日お配りいたしました資料のとおり調整いたしました。この資料につきましては、本日中にはホームページへ掲載する予定としておりますので、誠に恐縮でございますが、御意見ございましたら、この協議会中か、あるいは協議会終了後すぐを目途に、終了後の場合には秘書広報課まで頂戴できればと思います。また、来週中には市内全ての掲示板に掲示させていただく予定であります。御了承いただければと存じます。

それでは、それぞれの詳細につきましては担当部署から順次説明をさせていただきます。議員の皆様のお理解、御協力をお願い申し上げます。御挨拶といたします。

○吉田武司議長 休憩します。（午後 1時34分 休憩）

再開します。（午後 1時35分 再開）

本日の案件は、第五次和光市総合振興計画策定について、ごみ処理広域化基本構想について、市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税誤りについてです。

初めに、第五次和光市総合振興計画策定について説明願います。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 それでは、第五次和光市総合振興計画策定について担当課長からの詳細な説明に先立ちまして、私のほうから今後の流れなどについて御説明をさせていただきます。

資料4の策定スケジュールを御覧いただきたいと思います。

それでは、御説明を差し上げます。

6月2日から6月22日までの期間で基本構想（素案）についてパブリックコメントを実施いたします。

説明会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場への参集を行う形式での説明会を見合わせ、ユーチューブの和光市チャンネルでの配信で替えさせていただきます。その後、パブリックコメント意見や議員の皆様からいただきました御意見などを踏まえた修正案につきましては、庁内の策定委員会、審議会を経た上で案を確定させ、9月定例会で議案の上程を予定しております。

なお、現時点で社会的影響が大きい新型コロナウイルス感染症と第五次和光市総合振興計画との関係については本計画は令和3年4月からの計画であり、計画の開始時点で新型コロナウイルス感染症が終息している可能性もあることや新型コロナウイルス感染症対応に伴う緊急経

済対策は令和2年度中に速やかに実施していくことを踏まえ、本計画の内容に大きくは影響させておりません。

一方、「第4章 どのような背景があるか」の中の社会情勢の変化に関する記述の中で、「新型コロナウイルスは瞬く間に世界中に感染が広がり、人命が脅かされるだけでなく、経済的な打撃をもたらしました。」との記載や、産業関係の目標像、個別施策中の現状と課題として、「新型コロナウイルス感染症対応に伴い、市内企業等の経営に重大な影響が生じています。」という課題意識を提示していることという事実を追記するなど、計画への必要な反映を行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応の終息が大幅に遅れた場合には、これまでとは大幅に異なる新たな生活様式に移行することで、根本的に市民生活の在り方が変わることも考えられないことはございませんが、どこまで変容をするかの見通しを立てるのは現時点では困難なため、基本的にはこれまでの市民生活の在り方や事業を継続させることができるという前提で計画を組み立てております。

それでは、第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）パブリックコメントの実施につきましては、政策課長より御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 それでは、まず説明に先立ちまして、本日、机上配付にて和光市総合振興計画審議会第5回会議（書面開催）における意見、質問等一覧暫定版という資料を配付させていただいております。こちらは今回の全員協議会資料としまして配付させていただいた基本構想（素案）と同様の資料を用いまして、総合振興計画審議会に書面会議を通じて意見を求めた結果として、いただいた意見とそれぞれに対応する事務局としてのコメントを一覧とさせていただいております。

審議会からいただいた意見のうち、字句の修正などにつきましては、来週から実施しますパブリックコメント手続に付する素案のほうには反映させていただくことを予定しております。

審議会事務局で設定しました締切日までに提出されていたものを掲載しておりまして、現時点でまだ未提出の審議会委員の方もいらっしゃいますことから、こちらに掲載した事務局コメントについても審議会委員へのフィードバックも完了していないことから、暫定版という取扱いとしております。大変恐縮ではございますが、本日の説明終了後に回収という取扱いをさせていただければと存じます。よろしくお願いをいたします。

それでは、パワーポイントの資料を使用いたしまして、第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）の説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページを御覧ください。

まず、第五次和光市総合振興計画策定の趣旨でございますが、将来都市像「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を掲げ、市の最上位計画として推進してまいりました第四次和光市総合振興計画が令和2年度に終期を迎えることに伴いまして、社会環境の変化に対応し、新

たな時代に対応できるまちづくりと行政運営の方向性を示し、計画的に施策を推進するため、新たな発想を取り入れた次期計画である第五次和光市総合振興計画を策定するものであります。

3ページを御覧ください。

計画の構成について御説明いたします。

まず、第1章、どのようなまちにしたいのか、まちづくりのコンセプトについてお示ししております。

次に、第2章、どのようなことをしていくのか、目指す目標像と個別施策をお示ししております。

次に、第3章、どのような仕組みで進めるのか、計画の実現に向けた仕組みなどについてお示ししております。

最後に、第4章、どのような背景があるか、計画策定に当たっての前提条件などをお示ししております。

資料の4ページを御覧ください。

次に、第1章の冒頭といたしまして、将来都市像について御説明いたします。

第四次総合振興計画における将来都市像は「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」となっておりましたが、昨年12月に開催しました全員協議会でも御説明いたしましたとおり、第五次和光市総合振興計画では「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」を将来都市像として掲げております。

5ページを御覧ください。

続きまして、市民生活の目標像について御説明いたします。

将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」を日々の生活の基盤が整っている、それぞれのライフステージを充実させる、心豊かに満足度の高い生活を送れるの3つの視点から具体化し、本市で生活する1人1人の市民生活をイメージした市民生活の目標像を設定いたしました。

視点の①日々の生活の基盤が整っているについてですが、つながりやわくわくなどの豊かな気持ちを得られるためにも、まずはその前提として、生活の基盤が整っていることが必須となります。そのため、良質な生活環境が得られるとともに身の回りの不安が軽減された状態である必要があります。また、高齢化などに伴い、移動手段の確保の重要性が高まってきたことを踏まえ、安全かつ快適に移動できる環境が必要です。

そこで、目標像1、良好な生活環境が得られる、目標像2、安全かつ快適に移動できる、目標像3、身の回りの不安が軽減されるを設定しました。

視点の②それぞれのライフステージを充実させるについてですが、誰しも人生の中には様々なライフステージがございます。その中には特に周りのサポートが必要なステージもあります。誰もがそれぞれのライフステージで充実した生活を送れることが望まれます。

そこで、目標像4、子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ、目標像5、安心して妊娠・出

産・子育てができる、目標像6、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる、目標像7、誰もが自立した生活と社会参加ができるを設定しております。

6ページ目を御覧ください。

視点の③心豊かに満足度の高い生活が送れるについてですが、日々の生活の基盤が整い、それぞれのライフステージで充実した生活が送れる環境が整った上で本市に住んでよかったと思えるよう、心豊かに、満足度の高い生活が送れることが望まれます。そのためには、まず、1人1人が健康で、法人、個人ともに仕事をし続けられる環境が求められます。その上で、趣味などを通じた充実した時間、町や人とのつながり、町への愛着などが得られることで心豊かに、満足度の高い生活が送れることにもつながります。

そこで、目標像8、健康に日々を暮らしている、目標像9、いきいきと仕事をし続けられる、目標像10、趣味を通して充実した時間を過ごせる、目標像11、まちや人とつながり心豊かに過ごす、目標像12、シビックプライドを持っているを設定しました。日々わくわくとして過ごし、人とつながりながら心豊かに過ごすとともに、本市をふるさとと意識することで、シビックプライドを持ちながら「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」をみんなで作っていきます。

7ページ目を御覧ください。

今回の第五次和光市総合振興計画の策定に当たっての計画の背景として、とても重要な社会的背景にSDGsがあります。SDGsは2030年までに国際目標として国連サミットで採択されており、誰も取り残さない社会の実現に向けて世界的に取り組むことが求められておるものです。

次の8ページ及び9ページは、市民生活の目標像とSDGsのゴールの関係を示したものになっております。

和光100年まちづくり会議を初めとする市民とつくり上げました12の目標像とSDGsの関係性を示すとともに、12の目標像を達成していくことがSDGsの達成にも寄与することを明らかにすることで、和光市としてSDGsを推進していく意思を表明したものになります。

10ページを御覧ください。

次に、描く未来の実現に向けた基本戦略となります。

将来都市像やそれを具体化した市民生活の目標像を実現するためには、施策横断的で俯瞰的な視点での戦略が必要となるため設定したもので、8つの基本戦略を設定しています。

まず、和光市駅周辺の賑わいの創出につきましては、本市の交通とにぎわいの中核であり、和光市駅周辺については駅南口周辺と比較して、駅北口周辺の整備が遅れている現状があり、さらなるまちの魅力の向上が必要となっています。

そこで、駅北口土地区画整理事業と駅北口地区高度利用化推進事業を一体的に推進し、駅前広場の整備や駅直結型の再開発事業の実現を目指すとともに、産業振興条例に基づく地域経済活性化に取り組み、駅の南北ともに魅力あるまちづくりを進めていきます。

次に、市庁舎周辺の賑わいの創出につきましては、市庁舎周辺エリアについては市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できるよう、さらに充実させていく必要があります。

そこで、PPP・PFI事業の官民連携モデル事業であります広沢複合施設の運営やUR都市機構が進める西大和団地再生事業との連携を通じ、当該エリア全体のにぎわいを創出してまいります。

次に、環境に配慮した清掃センターの更新につきましては、和光市清掃センターは竣工から約30年が経過し、老朽化が進んでおり、更新の必要性が高まっています。

そこで、朝霞市との共同で環境負荷の低減に配慮した共同処理施設の整備を進めていきます。

次に、公共交通の充実につきましては、本市は東武東上線、東京メトロ有楽町線、同副都心線により、首都圏からの交通の利便性が高いことがまちの魅力の一つですが、市内に目を向けますと狭隘な道路や坂などが多いことから、公共交通が不便な地域が多く、高齢者や障害者など交通弱者と言われる方々の移動手段の確保が求められています。

そこで、民間交通事業者とともに設置する地域公共交通会議を通じて、総合的な公共交通体系の改善を図ります。

また、一般国道254号和光富士見バイパスの都内延伸に合わせた市内都市計画道路の整備を進めてまいります。

次に、子どもたちや子育て世代の支援につきましては、将来を担う子供たち、子育て世代への支援につきましては、今後一層の充実が求められています。

そこで、これまでの取組に加え、未就学児について保育センターの設置により保育の質を向上させることや就学児について学童クラブ、わこうっこクラブの一体運営による放課後の児童の居場所づくりを推進していくことなど、子供たちや子育て世代への支援を充実させます。

また、社会的な課題となっている児童虐待については、これまで推進してきたわこう版ネウボラとともに子ども家庭総合支援拠点の創出等により、児童虐待防止への取組を充実してまいります。

次に、高齢化への対応につきましては、今後、本市の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、介護予防などの観点から健康増進の重要性が高まっています。

そこで、引き続き、介護予防事業やコミュニティケア会議など、地域包括ケアの取組を推進していくほか、市内関係機関等との連携を強化していくことで、生涯にわたった生活の質の向上を図ってまいります。

次に、和光北インターチェンジ周辺の活性化につきましては、現在、国土交通省が進めております東京外郭環状道路の関越自動車道から東名高速道路間の整備に伴い、和光北インターチェンジ周辺の活性化を重点的に進めていく必要がございます。

具体的には、和光北インター東部地区における土地区画整理事業により新たな産業拠点を生み出していくほか、新倉パーキングエリアのサービスエリア化構想を都市農業の振興や地域産業の振興に結びつけていきます。

また、新たに国指定史跡となった午王山遺跡についてもこれらの取組と連携させて、遺跡を保存、活用することにより、シビックプライドの醸成に生かしてまいります。

次に、地域コミュニティの再醸成につきましては、若い世代の転入出が激しいことが特徴の一つであります本市においては地域コミュニティにおける人と人とのつながりを生み出していくことが特に重要です。

そこで、自治会単位での地域コミュニティの醸成と並行し、市内全小・中学校で指定済みのコミュニティ・スクールによります学校づくりを推進することや小学校区を基本単位とする地区社会協議会を全市展開することなどを通じ、地域コミュニティの再醸成を進めていきます。

11ページを御覧ください。

続きまして、第2章の説明に入ります。

第2章では、市民生活の目標像とそれを実現するための個別施策についてお示しさせていただいております。それを体系づける内容がこちらの一覧となっております。

12ページを御覧ください。

まずは、目標像のページの読み方の説明をさせていただきます。

目標像は、個別施策のためのテーマでもあり、その実現に向けて取り組む上で重要な視点や必要な情報を整理しています。

①の箇所には、12の市民生活目標像のタイトルを示しております。

②の箇所には、どのような姿を目指したいのかということ、目標像について具体的にどのような状態を目指したいかを示しております。

③の箇所については、主要な課題として、目標像の実現に向けて市が取り組むべき主要な課題を示しております。

④の箇所には、目標像に関するK P Iとして、目標像の実現や課題解決に向けた取組の進捗状況を図る指標を示しております。K P Iは重要業績評価指標のこととなります。

⑤の箇所には、私たちができることアイデア集として、和光100年まちづくり会議で出た市民アイデアをまとめたものを示しております。

⑥の箇所には、関連情報整理図として、主要な課題に関連する情報を視覚的に比較できるように、地図上で整理したものをお示ししております。

13ページを御覧ください。

先ほどの私たちができることアイデア集は、和光100年まちづくり会議の意見を活用し、このように取りまとめ、整理したものととなります。

14ページを御覧ください。

次に、個別施策のページについて読み方を御説明させていただきます。

①の箇所には、個別施策の上位にある目標像を示しております。

②の箇所には、個別施策の名称を示しております。

③の箇所には、施策の目標として、施策として達成した状況や市民の状況を示しております。

④の箇所には、施策を取り巻く現状と課題として、施策の目標と実現するために本市の実情や取り組むべき課題を具体的に示しております。

⑤の箇所には、課題解決に向けた取組として、課題に対して、その解決に向けた取組内容を具体的かつ詳細に説明しています。

続きまして、15ページから17ページにつきましては、個別施策にお示した取組の中で、新規で総合振興計画に位置づけた取組など主な取組の内容を掲げております。

先ほどの、描く未来の実現に向けた基本戦略と対応したものとなっておりますが、施策1-1では駅北口土地区画整理事業の推進、駅北口地区高度利用化の推進、西大和団地の再生、施策1-6では朝霞市との広域処理施設の整備ということで、清掃センターの更新について、施策2-1では一般国道254号和光富士見バイパスの都内延伸に合わせた都市計画道路の整備、施策2-2では地域公共交通会議を通じた総合的な交通体系の改善を掲げています。

16ページを御覧ください。

施策4-7では、学童クラブとわこうっこクラブの一体型施設または一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進、施策5-1では児童虐待の予防、重度化防止の体制強化として、子ども家庭相談支援拠点、施策5-2では保育の質を向上させるための保育センターの設置、施策2-6では介護予防の推進を掲げております。

17ページを御覧ください。

施策9-1では、和光北インター東部における産業拠点の整備、施策9-2では産業振興条例に基づく産業支援策の展開、施策11-2では地区社会福祉協議会の活動支援、施策12-2では午王山遺跡の整備を掲げております。

次に、18ページを御覧ください。

第3章、どのような仕組みで進めるのかについて説明をさせていただきます。

計画の行動についてですが、第五次総合振興計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としておりますが、施策の進捗状況や社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえまして中間見直しを行います。

また、第五次総合振興計画は地方創生の視点も取り込んだ計画であるため、和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合した計画となっております。

19ページを御覧ください。

総合計画は、各分野における個別分野計画の上位に立つ最上位計画となります。総合計画と個別分野計画について体系的に整理すると、次のようになります。

20ページを御覧ください。

計画の推進について御説明いたします。

まず、実施計画の策定についてですが、総合振興計画に基づく個別施策等を戦略的に推進するため、重点的に取り組んでいく事項を明確にした実施計画を策定し、総合振興計画における

個別施策等を推進してまいります。

次に、事務事業評価ですが、総合振興計画における個別施策に基づき実施する事務事業については毎年度、事務事業評価を実施し、その事務事業の状況を把握した上で、毎年、必要に応じて事務事業の見直しを行ってまいります。

次に、中間見直しにおける施策評価の実施についてですが、総合振興計画の中間見直しにおいては各目標像に設定された指標の検証や各個別施策の課題整理など施策評価を実施し、施策の進捗状況や社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえた中間見直しを行います。

さらに、計画の推進に当たっての考え方として、総合振興計画で定めた個別施策の実施に当たっては、その共通的な考え方として、市民に開かれたまちづくりの推進、行財政改革の推進、さまざまな連携によるまちづくりの推進の3つの考え方に基づき推進してまいります。

21ページを御覧ください。

計画推進に当たっての考え方についてです。

市民に開かれたまちづくりの推進については、①市民参加の推進、②情報公開・広報の推進、③広聴活動の推進を、行財政改革の推進につきましては、①不断の行政改革の実施、②持続可能な財政運営、③市民の期待に応える職員の育成、④新たなテクノロジーの採用、⑤公共施設マネジメントの推進を位置づけております。さまざまな連携によるまちづくりの推進には、①市民協働の推進、②公民連携の推進、③広域行政の推進、④国の機関などとの連携を位置づけております。

22ページを御覧ください。

財政推計についてです。

第五次総合振興計画期間の財政見通しとしましては、歳入面では人口の増加や都市基盤整備事業の進捗に伴う税収増などの改善が期待できるものの、その一方では、歳出面では子育て支援や高齢化に伴う社会保障関連経費の増加なども見込まれます。特に、令和6年度から令和7年度においては必要な投資的経費が多額になることが見込まれます。

また、公共施設の老朽化対策として、建て替えや大規模修繕などの必要性が高まるとともに、市民生活における課題は年々多様化、複雑化しており、社会の変化に的確に対応していくことが求められています。

さらに、本推計には今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う景気後退などの懸念を推計には織り込むことができず、さらなる厳しい財政状況が予想されます。今後も増大する財政需要を踏まえ、より一層の歳入確保と不断の行財政改革を通じて、必要な財源を生み出すとともに、計画的かつ効率的な財政運営を図っていく必要があります。

23ページを御覧ください。

最後に、第4章、どのような背景があるかについて説明させていただきます。

まず、1、これまでの取組として、第四次総合振興計画の計画における主な成果を計画書に掲載しております。

24ページを御覧ください。

第五次総合振興計画を策定するに当たり、憂慮すべき社会情勢の変化を掲載しております。

具体的には、人口減少社会への突入と高齢化のさらなる進展、頻発する地球規模の危機への対応、健康・医療・福祉の連携によるまちづくりの転換、発展する科学技術の応用、1人1人の価値観による豊かさの追求の5つを挙げております。

25ページを御覧ください。

計画の策定に当たり、市民の皆様を対象に市民意識調査を実施した概要になります。

まず、住みやすさ、定住意向ともに改善傾向であることが分かります。

26ページを御覧ください。

本市が進める取組について、満足度及び重要度の5段階評価を行っております。

全体的に満足度がプラスとなっていますが、満足度がマイナスになっている取組として、駅北口まちづくりと道路環境が挙げられており、今後、満足度を上げていくための取組を進めていくことが求められています。

27ページを御覧ください。

最後に、人口の見通しについてです。

和光市の人口ですが、直近30年間で1.5倍にも増加しております。人口減少社会とされる全国の傾向とは異なり、堅調な成長が続いています。

28ページを御覧ください。

もう少し人口推計を詳細に分析いたしますと、15歳から29歳については転入が転出を上回っていますが、それ以外の世代では転出が転入を上回っています。ファミリー層の転出が課題であることが分析されます。

29ページを御覧ください。

次に、主な転入元及び転出先を見ると、東京都区部の4区に対しては転入超過、埼玉県内7市に関しましては転出超過となっております。

30ページを御覧ください。

今後の人口の推計についてですが、コーホート要因法という一般的な人口推計手法を用いて推計したところ、計画終了年である2031年で約9万人まで人口が増加する推計となっております。

次に、31ページを御覧ください。

先ほど御説明したとおり、人口は増加する推計となっておりますが、高齢者の割合は増加する見通しとなっております。

第4章に示しますこうした前提条件を踏まえ、計画を策定してまいりました。

32ページを御覧ください。

最後に、パブリックコメント手続について説明させていただきます。

パブリックコメント手続期間は6月2日から6月22となります。パブリックコメントでいただいた意見につきましては、計画への反映を検討した上、再度見直した基本構想（案）につい

て、令和2年9月定例会にて市議会へ議案の上程を予定しております。

大変長くなりましたが、第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）についての説明は以上となります。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

なお、先日もお話ししたとおり、質問事項、確認事項は簡潔にお願いいたします。次の案件もあるため、1時間程度をめどに進行しますので、御協力をお願いいたします。

では、質疑のある方、挙手願います。

齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 先ほど、新型コロナウイルスの関係ですけれども、その影響がどこまで継続していくのか、今後の見通しについてなかなか難しいところもあって、全てを反映していないということでしたけれども、70ページの後では産業関係で新型コロナウイルスの感染症対応に伴って、市内企業等の経営に重大な影響が云々という形でも言及されています。幾つかこの素案の中で言及されているかと思うんですけれども、学校ですとかいろんな面で影響あるかと思うんです。新型コロナウイルスに対しての記載はどこら辺のところに盛り込まれているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 新型コロナウイルスの影響に関しましては、今、議員のほうから御指摘ありました目標像9に合わせまして、112ページの社会情勢の変化において新型コロナウイルスのことについては言及しております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 主だったところは今、現状そこということですが、今後、パブリックコメントとかで要望等も上がってくると思いますけれども、状況を確認しながらそこら辺、10年間の計画ですので、今の現状そのまま盛り込むといっても難しいかと思っておりますけれども、御検討いただければ。

それと、1点、70ページのところもそうなんですけれども、新型コロナウイルスの「イ」が小文字になっているんですけれども、これ、大文字表記でいいんですよね。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 御指摘のとおりであると思います。表記としましては、新型ウイルスの「イ」の部分は大きなイということで統一して表記をさせていただきたいと考えております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 どうも御苦労さまです。

第五次総と第四次総とを比べますと、かなり形式的にも違ってきているんですけれども、第五次総では目標像に対する行動実績指標というんですか、それは示されている。それで、第四次総については全ての施策について目標指標というのが提示されていたわけですが、今回その辺が大きく違っていると思うんですね。だから第五次総では目標像だけについてK P I

という指標を設け、それぞれの施策については取り扱う内容等については文章だけということで、どこの部分までというふうなことがないわけですが、その辺はどのような具体的な取組内容の成果とか、目標みたいな定めについてはどのように捉えているのか、第四次総との関係から伺います。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 御指摘のとおり、第四次総合振興計画では施策ごとの指標を設定していましたが、こちらが一部では施策評価と、その下の事務事業評価の目標値が重複しているなどのこともございました。施策指標とこちらの事務事業評価の目標値の役割を明確にする必要があると判断しております。目標像ごとの高次の大局的な視点での指標を設定し、各施策ごとの指標は設定しないこととしております。

なお、事務事業では事業ごとの進捗を図る詳細な目標値を設定することとしており、こちらを明確にすることで、より有効な進捗確認を行っていきたいと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この目標像に関するKPIだけでは、各施策の手法が非常に分かり難い。やはり各施策が駅北口だとか高度化というのは一つでまとめていいと思うんですけども、細かな各施策があるのは第四次のように、各施策ごとに入れたほうが目標管理がしやすいと私は思うんです。

ここは、いろいろな委員の中にもそのことを書いている人がいらっしゃいますけれども、やはり目標を明確にしないと実行とか実行計画をつくるにしろ、議員、また市民がそれを見て、どの程度進んでいるのかが分かり難いと思うんですよね。この辺審議会でもっと練ってほしいと思います。

私は、各施策ごとに入れたほうが目標がはっきりすると思います。いかがですか。

○吉田武司議長 赤松議員、今のは質問でしょうか、意見でしょうか。

○赤松祐造議員 意見ですね、意見で。パブコメにまた出しますので、ひとつよろしくお願ひします。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 この施策の取組の中に、1つ、受動喫煙の防止対策というのを取組として入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、国と埼玉県でも条例ができておりますので、その取組を言及したほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 施策1-7、環境にやさしい持続可能な取組の推進、24ページになります。

取組の①市民及び事業者の環境意識の醸成のところに、路上喫煙防止に関する意識の向上を図るということで位置づけております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、パブコメが6月2日から6月22日までということで、市民の意見を広

く反映させる可能性というか機会というのがここに集約されるかと思うんですけれども、それから9月定例会で上程というスケジュールの中で、出された意見についてどの程度柔軟に対応していただけるのかというところが、姿勢というか、その対応というのが重要かと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 今回のパブリックコメント、また、第4回の審議会につきましても書面開催で行っておりまして、ここで集約しました意見につきましては、7月に予定しております第6回の審議会の中で市民からいただいた貴重な意見ということで上程いたしまして、審議会の中で掲載については検討していくこととなります。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 ぜひ、出された意見に対しては柔軟に対応していただくように、よろしくお願いいたします。

○吉田武司議長 赤松議員に申し上げます。マスクはきちんとしていただきたいと思います。  
富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今の安保議員の質問に対して、もう1回確認をしたいんですけれども、パブリックコメントを6月22日で締め切って集計すると思うんですけれども、その前段で、7月2日に策定委員会を開くことになっています。ということは、審議会の前に策定委員会にパブリックコメントを諮って、その中で変更することがあれば、そこで議論をして審議会に諮る、そういうスケジュールですか。確認なんですけれども。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 今、議員がおっしゃるとおり、スケジュールとしましては7月2日の庁内策定委員会を経まして、7月15日の審議会にかけるといったような流れになります。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 ということは、今回、素案を提示していますけれども、パブリックコメントとかその他の御意見があれば、この内容は変更する可能性があるという理解でいいですか。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 そのような意見を踏まえて、内容を見直しする可能性はあるということと認識しております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 素案の104、105ページの財政推計の中で、104ページには、今日、後で議論があるんでしょうけれども、ごみ処理施設の共同設置について明記した部分があって、下から4行目には、この一部組合に関する負担金は補助費等に計上していますという1項目があります。組合の設立について今回提示があるんですけれども、これ、令和2年10月1日から施行することになっていますから、この一部事務組合という表現を変えるのかどうか、その辺のお考えと、あと、財政推計の中に施設の建築費が167億円ぐらい予定されておりますけれども、令

和10年には供用開始という形になっています。そうすると、この財政推計の歳出の部分でどの部分に167億円が反映されているのか、その辺だけちょっと確認したいんです。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 まず、先の1つ目の質問、104ページの一部事務組合の名称を変えるというのは今回お示ししているような朝霞和光資源循環組合という表現に変えるかという御質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 そのとおりでございます。

○吉田武司議長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 2つ目のごみ広域化処理に係ります建設費なんですけれども、こちらのほうは歳出の区分の中の補助費等というところの欄の中に一部事務組合への負担金ということで計上しております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今の御答弁の中に、負担金ですから多分その運営費、一部事務組合を運営する負担金だと思うんですけれども、建設に関わる費用、それについてはこの財政推計の中に入っていないという理解でいいですか。

○吉田武司議長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 建設費につきましては、一部事務組合のほうで工事を直接施工いたします。それに対しまして、朝霞市と和光市のほうから負担金という形で支出しますので、補助費等の区分のほうに計上させていただいております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 105ページの財政推計の部分と（4）の今後の財政運営の中で、とりわけということで4行目に、令和6年度から令和7年度にかけて必要な投資的経費が多額とすらっと書かれているわけですが、ここで想定している投資的事業というのはどういうものを指すのか、お示し願えたらと思うんですが。

○吉田武司議長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 こちらのほうで想定している事業になるんですけれども、まずは令和6年、令和7年が多額になる要因は、高度利用化、あと北インター東部地区への工事費が発生するというので、こちらの2か年度の事業費が膨らんでいる状況になっています。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 基本戦略についてお伺いします。先ほど、御説明の中で施策横断的な視点でという御説明あったと思いますが、この概要の説明資料の15ページに各個別施策に対応する基本戦略ということでお示しいただいております。

一方、資料1の基本構想の素案のほうにはこういった説明の記載というのがございませんが、

その点お伺いさせていただきたいと思えます。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 こちらの基本戦略につきましては、先ほどと重なるんですけれども、施策をまたがったような形で取り組もうということでお示ししております、今回のパワーポイントの資料につきましては、よりその位置づけを明確にするために、こちらに対応する基本戦略と各施策ごとの取組を一覧化してお示ししているものとなっております。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 この説明で、理解しやすいようにという御配慮でこのような説明をしていただいたと思うんですが、そうであるなら、今後、パブリックコメントをするに当たりまして、読んだ方が理解しやすいようにということで、基本戦略と各施策の関係性ということを理解していただくためにはこういう説明資料はこちらの資料1の素案の中ほうにあってもいいのではないかなと感じたのですが、その点はいかがでしょう。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 御提案ありがとうございます。こちらのほうのより分かりやすい表記についても検討させていただきたいと思えます。

なお、パブリックコメントの実施に際しましては、こちらのパワーポイントの資料も併せて市民の方には御覧いただく形を取りたいと思っておりますので、より分かりやすい説明に努めていきたいと考えております。

○吉田武司議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 素案のほうの108ページから111ページのところで、第四次総合振興計画の中で取り組んできた内容ということで紹介されておりますが、あまり達成できなかったことというのもあると思うんですが、そのあたりの検証はどのようにされているのでしょうか。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 こちらにつきましては、昨年12月の全員協議会でも資料を提示させていただきましたが、第四次総合振興計画における進捗につきまして、施策評価シートという目標値に対する現状値を取りまとめしております。こちらの内容に即しまして、進捗状況を勘案いたしまして、施策が遅れている内容のものにつきましては、第五次総振において注力して取り組んでいくということで位置づけております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 99ページ、分野計画として、新たに自殺対策計画が加わったと思うんですけれども、それで66ページから68ページの目標像8の施策を見ると、この中に自殺対策という視点からの施策が明記されていないように思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○吉田武司議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 御指摘ありがとうございます。本来でありましたら、自殺対策に関しましては目標像8の中に加えられる内容なのかなと認識しております。こちらの自殺対策に関する取

組につきましても、掲載することについて検討していきたいと考えております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がございませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 2時28分 休憩）

再開します。（午後 2時40分 再開）

次に、ごみ処理広域化基本構想について説明願います。

奥山市民環境部審議監。

○奥山市民環境部審議監 皆様、こんにちは。

本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

続きましての案件は、ごみ処理広域化基本構想についてでございます。

ごみ処理広域化につきましては、平成30年8月に朝霞市との基本合意書が締結され、その後、平成31年、昨年4月に設置されました朝霞市和光市ごみ処理広域化協議会において、事業主体の在り方や共同処理の枠組みについて協議を重ねてまいりました。

本日は、これまでの協議を踏まえ、ごみ処理広域化基本構想を策定いたしましたので、その概要について御説明申し上げます。

また、共同処理を担う事業主体といたしまして、新たな一部事務組合の設立について朝霞市との調整が整いましたので、6月定例会への議案の上程に先立ち、一部事務組合格約（案）の内容について併せて御説明いたします。

それでは、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 それでは、ごみ処理広域化基本構想について御説明します。

ごみ処理広域化基本構想につきましては、平成30年8月に朝霞市との間で締結しました朝霞市和光市ごみ広域処理に関する基本合意書に定めております新たな広域処理施設の共同建設に向け、広域処理の枠組みや整備に向けた基本的事項について取りまとめたものになっております。

また、内容の検討につきましては、昨年4月に設置しましたごみ処理広域化協議会での検討を軸としまして、両市の廃棄物減量等推進審議会での審議やパブリックコメントの手続を経て、先日の5月26日に開催されました第5回ごみ処理広域化協議会において承認をいただき、策定したものでございます。

本日は、基本構想の概要について御説明させていただいた後、併せまして共同処理の事業主体となります2市による一部事務組合の設立について御説明させていただきたいと思っております。

ここからは、配付させていただきました資料を用いて御説明させていただきます。

資料1、ごみ処理広域化基本構想（概要版）をお手元に御用意ください。

まず初めに、ごみ処理広域化事業のスケジュールについて御説明いたします。

ページの順番が前後いたしますが、26ページをお開きください。

和光市に建設を予定しております広域処理施設につきましては、老朽化する各市のごみ処理施設の現状を踏まえまして、令和10年度の稼働をめどに令和6年度から設計、建設、着手することを想定して進めてまいります。

本年10月を予定しております新組合の設立後につきましては、環境省の交付金手続に必要となります循環型社会形成推進地域計画の策定を行い、令和3年度からは施設整備基本計画の策定や生活環境影響調査等を実施いたしまして、令和4年度から段階的に整備運営事業者の選定手続に入りたいと考えております。

ページ戻りまして、13ページを御覧ください。

こちらにつきましては、国や県の広域処理の考え方のほか、両市の上位計画や協議会での審議を踏まえ、4本の柱を掲げております。

まず、1点目としましては、組合を新たに設立し、共同処理を行うこととなりますので、厳しい財政事情を考慮し、経済性・効率性の確保を掲げております。

2点目といたしましては、安心・安全・安定的な広域処理体制の構築を掲げ、確立された技術による広域処理施設の整備を行うこととしております。ここでは処理方式に限らず、災害への対応や周辺地域への配慮といったことも含め、検討を行ってまいります。

3点目といたしましては、廃棄物のエネルギーの有効活用ということで、環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指すこととしております。

4点目といたしましては、地域社会に貢献できる体制の構築を掲げており、環境学習機能を有した施設の整備を目指してまいります。

次に、14ページを御覧ください。

広域処理を行う業務範囲の検討でございますが、イラストのとおり、収集運搬業務はこれまでどおり各市の業務といたしまして、中間処理から資源化・処分に関する事業について一部事務組合が実施することとしております。

なお、ごみの収集運搬につきましては、減量化の推進や福祉関連施策のほか、地域コミュニティと密接な住民サービスであることから、広域処理の業務範囲に含めておりませんが、将来にわたり、継続的に検討を行っていくものとしております。

次に、15ページの分別区分と収集運搬体制を御覧ください。

まず、1)の分別区分でございます。

こちらの分別区分につきましては、おおむね一致している状況ではございますが、排出方法や対象寸法などに一部違いもございますことから、広域処理施設の使用に関わる項目などについては稼働に向け統一を図っていくものとしております。

次に、2)収集運搬体制につきましては、ステーション方式といった収集の方法、ごみ種ごとの収集回数、民間委託といった収集形態のいずれの項目も一致しておりますので、現状の体

制を維持することとしております。

次の3)、搬入車両台数につきましては、パブリックコメントにおいても御意見をいただいておりますが、車両の集中や周辺交通への影響といった課題がございますので、敷地内に待機動線を十分に確保することや直接搬入制度の在り方について今後検討をしております。

次に、16ページを御覧ください。

広域シナリオの検討でございます。

こちらにつきましては、令和10年度に稼働予定の広域処理施設が対象とするごみの範囲を可燃ごみと不燃・粗大ごみとしておりまして、その他の瓶・缶、またプラスチック・ペットボトルにつきましては、24ページの跡地利用計画において整理しておりますが、段階的に共同処理体制に組み入れていくよう、引き続き両市で協議を行ってまいります。

また、施設の規模につきましては、可燃ごみ処理施設が日量173 t、不燃・粗大ごみ処理施設が日量15 tの規模となっております。両市の一般廃棄物処理基本計画の減量目標を踏まえた将来のごみ搬出量や人口推計など、基本構想（概要版）の前半で整理しております各種データから算定をしております。

次に、17ページを御覧ください。

広域処理施設の建設につきましては、現在稼働している和光市清掃センターの道路を挟んだ向かい側、和光市の旧焼却場を含めた2.54haを予定しておりまして、新たな組合の設立後に具体的な用地取得に関わる手続を進めてまいります。

次に、ページ飛びまして、21ページを御覧ください。

こちらは、土木・建築基本構想としておりますが、建設用地の課題として浸水対策や高圧線への対応、道水路の付け替えなど、留意事項を整理しております。

こちらにつきましては、令和3年度以降に策定してまいります施設整備基本計画において具体的に検討してまいります。

次に、22ページを御覧ください。

こちらは、余熱利用に関する事項でございます。

イラストのとおり、廃棄物から得られる熱エネルギーにつきましては、蒸気、温水、電力に大別できまして、利用先としましては、場内利用ではプラントや建築関連での電力や熱の利用、場外利用では売電や周辺施設への熱供給などが考えられます。

広域処理施設における余熱利用の考え方につきましては、本文中に記載してございますが、発電や温水等の場内利用を優先的に考えまして、場外利用については施設運営費の削減が期待できる電力会社への売電について具体的に検討していくものとしております。

次に、地域貢献でございます。

地域貢献につきましては、地域からの要望や施設の特性を踏まえ、今後検討していくものとしておりますが、両市の上位計画を踏まえまして広域処理施設の役割の一つとして、環境教育・環境学習の拠点、環境に関する情報の収集・発信の拠点、住民の環境活動の拠点の3つの

柱を掲げております。

次に、28ページを御覧ください。

こちらは、概算事業費となっております、建設費と20年間の運営費を対象として試算を行っております。

算定結果につきましては、表の一番上、広域処理施設の建設費が税抜きで約167億円、20年間の運営費は約139億円となっております。

また、表の一番下、広域化の財政メリットにつきましては、建設費及び20年間の運営費を合わせまして約114億円の削減効果が期待できるものとなっております。

また、その他の事業費といたしましては、30ページのとおり、施設整備に関連した調査業務等もございますので、今後、社会情勢等も踏まえながら、事業費については引き続き精査をしてみたいと考えております。

ごみ処理広域化基本構想（概要版）の説明は以上となります。

続きまして、新たな一部事務組合の設立について御説明を申し上げます。

資料2の朝霞和光資源循環組合の設立についてを御覧ください。

新たな一部事務組合の設立につきましては、昨年8月に開催させていただきました全員協議会で御説明させていただきましたとおり、朝霞市との2市による組合を設立するため、基本構想と同様にごみ処理広域化協議会で検討を重ねてまいりました。

資料は、6月定例会へ上程させていただく予定の議案となりますが、その内容について御説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきますと、新たに設立する一部事務組合の規約の内容となっております。

一部事務組合の規約については、地方自治法第287条第1項において、規約に設けるべき事項が列挙されており、埼玉県のマニュアルや県内一部事務組合の先例を参考に作成しております。

それでは、規約の内容を御説明いたします。

第1条、名称につきましては、朝霞和光資源循環組合としております。

第2条、組織につきましては、構成市を朝霞市及び和光市としてございます。

第3条、共同処理する事務につきましては、第1号で、ごみ広域処理に関わる計画の策定に関する事、第2号で、ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営に関する事、第3号で、前2号に附帯する事務に関する事としております。

第4条、事務所の位置につきましては、当面の間、和光市役所に置くこととしておりまして、令和10年度に広域処理施設が設置されましたら、規約の変更手続をし、新施設内へ移転する予定で考えております。

第5条、議員の定数及び選挙の方法の第1項、定数につきましては、両市が構成市となっている朝霞地区一部事務組合が各市5人となっていることから参考とさせていただき、各市5人

としております。

第2項、選挙方法につきましては、各構成市で選挙により組合議員を選出することとしております。

第6条、任期及び失職のうち、第1項、任期につきましては、県内の多くのごみ処理を共同処理する一部事務組合を参考とさせていただき、構成市の議会の議員の任期とさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、第8条、管理者及び副管理者につきましては、両市の協議により定めていくこととしております。

第11条、職員のうち会計管理者につきましては、副管理者が所属する市の会計管理者が会計事務を実施することを想定しております。また、職員につきましては、各市4人、計8人の派遣職員による構成で調整をしております。

第12条、監査委員につきましては、平成29年の地方自治法改正において、議会選出の監査委員を置かなくてもよいとされておりますが、県内のごみ処理関連の一部事務組合においては全ての組合で組合議会議員及び識見を有する者から議会の同意を得て選出されております。このことから県内事例を参考に、新一部事務組合においても議員選出と識見を有する者から議会の同意を得て選出することとしております。

第13条、経費につきましては、組合の事務により生ずる収入、その他の収入をもって支弁し、不足があるときには構成市が負担するものとしております。

負担割合の考え方につきましては、次のページの別表に整理してございますので、説明させていただきます。

まず、表の上下で組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日までの経費と供用開始の日以後の経費に分けて整理しております。いずれの場合であっても議会費、総務費といった組合の運営に関わる経費、そして、ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地取得に関わる経費については均等割としております。

また、既存のごみ処理施設の解体に関わる経費については当該施設が所在する市が負担することとしております。

供用開始の前と後で変わる項目としましては、事業費に関わる部分でございます。組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の前日までに必要となるごみ広域処理施設の建設に関わる経費については人口割、ごみ処理施設の供用開始以後に発生するごみ広域処理施設の管理運営に関わる経費については搬入量割としております。

以上で資料の説明を終わりますが、新たな一部事務組合の設立、そして広域処理事業の実施に当たりましては、新たな組合の設立後も各市との情報共有、また連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様におかれましても、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 パブリックコメントが過日に行われたんですけれども、この基本構想にはパブリックコメントをもう生かしているんですか、審議されているのか、どういう状態で扱われているんでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 パブリックコメントで御指摘、御意見いただいたもののうち、一部修正等で反映しているものもございます。

ただ、多くのものは御意見というか参考になるようなものでありましたので、そのものについては基本構想自体を変えるようなものではないと判断しております。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 補足をさせていただきますと、パブリックコメントでいただいた多くの意見が今後実施計画を検討する中でその意見を反映する内容にありますので、基本計画の中では反映されているものが非常に少ないということで御理解をいただきたいと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 さきの五次総では、基本構想の中に課題と取組とか、そういう項目があるんですけれども、これはもう本当に打ち出しだけ、基本を打ち出して、1か所だけこういう課題がありますというのがあるんですけれども、それはこの構想のつくり方がそういう形でやろうということですか。分かりますか、言っていること。

もう一度言います。和光市の第五次総合振興計画では同じ基本構想ですけれども、上位の、その中には現状、朝霞市と和光市がやるわけですから課題があると思うんですね、問題だとか。そういうのを表で見ればある程度は分かるけれども、明確にそこにこういう課題がありますとか、そういうのは書いていないですね。もし書いていけば、そこはこう取り組みますとかがないので、それは審議会の中で終わったことなのかどうか分かりませんが、打ち方がね、その辺はどうなんですか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 これは、新しいごみ処理施設を建設するという、一つのワンイシューといいますか、それを目的とした基本構想でございまして、それに特化したものでございますから、あと個別、課題云々につきましては、先ほど言いましたように、実施計画を検討する中で解決する策を練っていくという考えでいます。これはもう建設するための一つの指標をここに並べたものと御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 1点だけ理解ができないところがあるのが9ページに、両市の人口の今後の推移とごみの年間の排出量を書いているわけですけれども、それを10ページでグラフ化して、資料が分かりやすくなっています。その中で見ていると、生活系ごみ原単位のグラフ、要する

に、平成30年、令和1年、令和2年で令和10年度、これ青が和光市で、グリーンが朝霞市なんです。和光市も年々落ちてはいくんだけど、10年先も和光市が朝霞市に劣った状態ではお互い対等な立場で今後やるのに、私は、3年後ぐらいには一緒にするような行政目標を掲げたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司議長 奥山市民環境部審議監。

○奥山市民環境部審議監 朝霞市のほうは、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画というものを平成31年3月に中間見直しした関係上、和光市よりも長いスパンで推計値というのを積算して、目標値というのも定めております。

和光市の場合は、第五次和光市一般廃棄物処理基本計画というのは平成25年から令和4年までの期間の計画なんですけれども、中間見直しをしていないというところで、それはあくまでも推計に基づいて、生活系ごみの1人当たりの排出量を積算しております。それで、その積算については国の基準値、家庭系ごみの目標値から逆算して、生活系ごみに占める資源ごみの割合から逆算して積算しておりますので、国の基準としてはこの範囲でとどまっておるところの目標値をクリアするような計画値ではあるんですけども、朝霞市のほうはより高い目標値を定めているということです。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ここを分析すると、10年後、朝霞市は令和10年にはさらに22%減になっているんですよ。和光市は10年たって10%減なんです。やはり10年たって10%しか落とせないのか、私が言いたいのは早く同じレベルにして、一緒に焼却炉を造るわけですから、和光市が努力する必要があるんじゃないかなということをお願いんですけども、いかがでしょうか。市民の協力がなければできないですが。

○吉田武司議長 奥山市民環境部審議監。

○奥山市民環境部審議監 この基本計画は、ごみ広域処理施設を造るため、どの程度の規模の施設を造るかという、積算を大まかにするべきところですので、14ページにも書いてございますけれども、ごみの排出・分別、収集運搬については市民と各市に残りますので、ごみの減量化の啓発事業につきましては、市と組合と協力しなければならないかとは思いますが、今後も市に残って啓発を進めることによって、今後の運営経費についてはごみの搬入量割で各市の負担割合が決まってくるところもございまして、和光市のごみが減量化されれば和光市の負担分も少なくなってくるということですので、これは市の取組として今後やっていくという話になります。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 市民がそこをしないと、市民の負担が大きくなるということになると、あと、ここの単位これ間違っているんじゃないかなと思って。年のトンというのは、トンは年、間違っているのか、どうですか。これ、グラムは期と日じゃないかな。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 はい、そうですね。生活系ごみの原単位に関しては、これはグラムが正解ですので、表記が間違っております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 1日1人当たりのグラムということでもいいですか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 では、この資料は訂正をお願いします。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 今、ごみの話題が出ましたので、関連しまして5ページの一番上のグラフで可燃ごみとあるんですけども、和光市の直接搬入と朝霞市の直接搬入を比べると、圧倒的に和光市は直接搬入が多いんですが、この違いはどういうところから来ているのでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 これは、7月実績という一月の実績値でもあるものですから、一概に何とも言えないところであるんですけども、和光市のほうが直接搬入はしやすいとか市民の方も、市が小さいということもありますし、申請もしやすい。朝霞市さんの場合は一度センターに入ってから駐車場に止めて、車を降りて、ちょっと歩いて申請して、また戻って捨てるという、若干捨て方が厄介ということもございます。朝霞市さんの場合、面積的にも広いということもありますし、和光市は道も通りがかりにそのまま捨てに来られるというような状況もございますので、ここは我々も検討というか調べてはみたんですが、何とも答えが出ないところではございます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 繰り返しますけれども、市民から見たら直接搬入するよりは自分の住んでいる身近なごみの集積所に廃棄する、捨てたほうが便利じゃないかと思うんですが、とても集積所が朝霞市と比べて少ないとかということじゃなくて、いずれにしても、今、御説明で、和光市のほうが簡単に直接搬入できるというような御説明なんですけれども、できるだけ直接搬入よりは周辺の集積所に捨てられるような、もし環境づくりが必要であれば、そこら辺の取組をしたほうがいいのかと思うんですが、いずれにしてもはっきり分からないわけですね。たまたま直接搬入が多いということですね、和光市は。

○吉田武司議長 金井議員、質問じゃないですよ。

○金井伸夫議員 いや、できたら質問で、確認の質問。

○吉田武司議長 金井議員、ごみ処理広域化基本構想の内容についてで、ごみの多い、少ないとかやり方とかじゃないかと思うんですけども、その辺をちょっと踏まえた質問にさせていただきたいんですけども。

金井議員。

○金井伸夫議員 ただ、広域処理を一緒にやるんだから、赤松議員がおっしゃるように、できるだけ排出量のレベルを合わせたほうがやりやすいんじゃないかと思うので、その観点で改善点があれば、改善していただきたいということです。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 今、粗大ごみの出し方というか御自宅まで回収に行く値段が朝霞市はシールの1点当たりが300円からという細かい刻みで料金形態がございます。それと、和光市は500円ごとということがありますので、そういったことももしかしたら直接搬入したほうが安く済むというような意識があるものも考えられます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 私の質問は可燃ごみのほうで、粗大ごみじゃないから。似たようなものだというのであれば、可燃ごみの質問をしているわけ。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 この辺は、可燃と粗大の統計上の処理の仕方の違いもございますので、今後、朝霞市と合わせるような形でそろえられるようにしていきたいと考えます。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 26ページで、事業スケジュールの関係なんですけれども、実際に令和10年度で供用開始ということですが、用地の取得とかそういった点において令和10年度供用開始、その部分で後に延ばさざるを得なくなるとかという用地の取得の見通しについては大体この計画どおりにいくつもりなのかどうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 今、ここに予定しています用地の中に地権者15名いらっしゃいます。既に3回ほどお会いしてまして、事業に対して反対されている方は今のところはいらっしゃいませんので、これから組合が設立され、事業主体が確立してから具体的な用地交渉になりますけれども、そこが事業を遅らせる要因になるとは今の段階では考えておりません。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 17ページの建設用地が2.54ha、前回のゴミ処理場に比べたら広域化になるということで、大分大きい面積を取っているのかなと感じているんですね。やっぱり一番心配なのは搬入するときの朝霞市からの台数と和光市からの台数ということで、今までの和光市の台数よりも朝霞市も入ってくるということで相当数の車が入ってくると思うんですね。搬入経路というところで、この2.54haの中で和光市も朝霞市も同じ道のルートでゴミの焼却のところに入ってくるのかということが心配だなと考えているんですけれども、そこら辺は渋滞緩和というのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 こちらの周りが改良区域内ということで、畑の中を通ってくるようなルートというのは収集車両が通ることは考えておりません。基本的に桜土手のほうであっ

たり、あとは和光病院のほうから来るルートの2方向ございます。朝霞市から入るルートというのも今後、和光市から入ってくる収集車両とぶつからないようなルートを検討しております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 あと、もう1点、先ほども話が出ていたんですけれども、利用者の人たちが直接持っていくとことがありますよね。今回のコロナの時期も相当数並んで、地域住民の方たちがすごい持ってこられていましたよね。そういった意味でも朝霞市のごみの搬入と、和光市のごみの搬入と、あとこれからは利用者からの搬入とというところで、そこら辺もうまく分散できるような、渋滞にならないように検討していただければと要望しておきます。お願いします。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 22ページの余熱利用の基本構想のところになるとは思うのですが、発電できる施設ということで余熱利用ということで挙げられていると思いますが、この中に防災という観点の記載がなかったのでお伺いしたいんですが、昨年度、台風で千葉県などで停電があったということもありますので、せっかく発電できるということであれば、下にも地域貢献ということで5番目としてありますが、例えば停電時の対応などについて検討はされなかったのか伺いたいと思います。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 施設の基本的な整備計画はこれから発注いたしますので、その辺もあくまでも場内での利用をメインとして考えて、それが余剰が出るようであれば、そういった防災上使えるものというのも検討の項目にはしていきたいとは考えております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 組合設立の別表なんですけれども、経費の負担の件で、これ、以前にも平等な負担になるようにというところでの話をさせていただいたこともあると思うんですが、ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地の取得について、これ均等割になっているというのは、これは人口割でない理由というのはどういうものなんでしょうか。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 規約のほうでは、新たに購入する土地のお話に触れておりますけれども、実際、組合化するに当たりまして、こちらには記載はないんですが、お互い持っている清掃に関する財産の関係もございます。基本的には今ある財産を持ち寄る形で広域を一緒に進めていくという基本的な考え方に基づいて合意が結ばれておりますので、そこについては均等にお互いが拠出をするという考え方に基づいて、この内容で協議会でこれまで合意形成を図ってきたところでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 細かい実際の内容についてはちょっと分からないんですが、これによって和光市が不利になるということ、もっと言えば和光市民が不利益を被るということはないという

理解でよろしいでしょうか。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 そのように考えております。

○吉田武司議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 先ほど、地権者と接触をしているというお話がありましたが、もっと広く近隣住民への説明会をする予定はあるのでしょうか。するのでしたら、いつ頃するのでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 説明会については、今後させていただく予定になっております。今の段階でいつとはまだ決めてはおりませんが、必ず周辺住民に対しての説明は丁寧に行きたいと考えております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 規約の第11条、職員の欄、これについてお聞きします。

第2項で、「職員の定数は、組合の条例でこれを定める。」となっています。この規約自体が令和2年10月1日施行になっていきますけれども、条例はいつつくられるのか、同時上程でなくていいのかどうか、同時じゃないとすると後付になると、この規約自体が運用できないんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうお考えなのか。

○吉田武司議長 奥山市民環境部審議監。

○奥山市民環境部審議監 この議案につきましては、組合設立について協議を進めてよろしいですかということで、構成市両議会の組合設立議案ということで協議を進めていいですかということを上程するわけですね。その内容としては規約（案）というのが必須でございますので、そちらのほうも資料としてつけた形でお諮りするわけなんですけれども、実際、この規約が成立するのは組合が設立されたとき、県の許可が下りたときになるんです。職員定数に係る条例につきましては、間に合わないものについては専決でやる形で、後ほど御承認をいただくという形で考えております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 県の許可を得てからこの規約が執行するという形でしょうけれども、この規約の中には施行日として、令和2年10月1日から施行するとなっています。そうするとこれは正しい表記じゃないということですか。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 今、お話しいただきましたように、県の許可が下りた後、10月1日の施行ということが正しいということになります。それに伴う準備行為としましては、事前に例規の制定等については今作業を進めているところでございまして、最終的に組合の条例、規則等につきまして、組合がまず制定をするということでございまして、組合の議会のほうで承認をいただく、また議案として諮らせていただくということになってまいりますので、構成市の議会のほうには職員の組合としての例規については上程はしていかないような形にな

るかと思っております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 そうすると、県の許可が10月1日までに下りない場合は10月1日施行にならない可能性があるという理解でいいですか。そうすると、この表現が変わってくるのではないかと思いますけれども。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 こちらの規約（案）につきましては、これまで埼玉県企画財政部地域政策課のほうと協議を進めてきたものになってございます。一応、先ほどお話しありましたように、許可が下りなければ当然、組合の規約としては施行ができないということは間違いないかと思っております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 これは、議案として出すんですよね。違いますか。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 この規約の内容をもって、朝霞市のほうと協議をしてよろしいかという議案になっております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 どこにもそういう表現がないんですけれども、それはどこかに明記してありますか。

○吉田武司議長 高野資源リサイクル課長補佐。

○高野資源リサイクル課長補佐 資料の2の頭のページを見ていただきますと、読ませていただきます。

「地方自治法第284条第2項の規定により、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、朝霞和光資源循環組合を設立することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める」となっております。

また、議案を上程する際に提案説明のほうで、そのあたりについては丁寧に御説明をさせていただくことを考えてございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 漏れのないように、しっかり説明をいただければと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この広域処理施設を建てる周囲には、午王山国史跡、下新倉小学校、和光高校、また住宅がありますね。そういうことを考慮して、周囲との景観をよくする形で、周囲の住宅の人は254問題もありますし、さらに大きいごみ焼却場が来るという表現だけでは心配しますので、やはり周囲の景観に配慮して、私は特に煙突のデザイン、午王山の上から見ても、どこから見ても本当にすっきりとしたデザインをいろいろ考えていただいて、ごみ処理施設の悪いイメージを持たないようなデザインでやっていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょ

うか。これからの課題でしょうけれども。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 そういったことも踏まえて、今後の施設整備基本計画を作成してまいりたいと考えます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 和光市の北のランドマークだとか、シンボルタワーになるようないいもののデザインをぜひお願いしたいと。これはお願いです。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 規約のほうなんですけれども、別表でそれぞれ経費区分とあって、ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る費用は既存のごみ処理施設の所在する市が負担ということで明記されていまして、今現在、旧の焼却場は実質的には廃止している状態とか活用していますけれども、あそこはきれいに解体することになるかと思うんですけれども、それについては和光市が負担するという理解でいいんでしょうか。それとも両市で負担という、建設のほうの負担ということなんでしょうか。その辺教えていただけますでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 そういった御理解で、和光市のものは和光市のほうで壊すというようなことになっております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 和光市にあるので、和光市で壊して、あと建設のほうへつなげていくという御説明でということで、繰り返しになってすみませんけれども。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 取壊しは組合で行いますけれども、その費用負担に関して、和光市のほうで出していただくというようなことになります。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 3時30分 休憩）

再開します。（午後 3時32分 再開）

次に、市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税誤りについて、説明願います。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税誤りについて御報告をさせていただきます。

資料につきましては、お手元のA4判1枚になります。よろしくお願いをいたします。

市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税について、過大に課税徴収していることが判明をいたしました。

市街化区域内にある農地で、生産緑地法第3条第1項に掲げる生産緑地地区に指定された農地につきましては、一般農地として評価をして課税をさせていただいております。この農地の生産緑地地区の指定が解除され、賦課期日後も引き続き農地として使用されている場合には特定市街化農地として評価をして課税をさせていただいております。新たに市街化区域農地となった場合は地方自治法附則第19条の3の規定によりまして、生産緑地地区の指定が解除された翌年度から4年間は課税標準額に初年度には0.2%、2年度目には0.4%、3年度目には0.6%、4年度目には0.8%の率を乗じた額を課税標準額とする特例措置が定められておりまして、5年度目からは本来の課税標準額に戻ることとなります。

しかしながら、本市におきましては初年度からこの特例措置の適用をせずに課税を行っていたため、税額の誤りが生じたものでございます。

誤りの原因でございますが、この特例措置の適用については調整区域から市街化区域に編入された場合だけに適用されるものと誤認しており、生産緑地地区の指定が解除された農地についても対象となることを理解していなかったため発生をしております。

対象件数でございますが、件数は24件、対象年度につきましては、平成15年度から令和2年度までの期間で、還付金額につきましては、本税分で2,700万円となっております。

今後の対応につきましては、対象者への説明及び過納金の還付手続につきましては、初めに、令和2年6月上旬に、対象者に対しまして誤りの一報のお知らせの通知を送付させていただきます。その後、法令等に従いまして、7月以降、速やかに具体的な還付金額の通知等をお渡ししまして、還付作業を進めてまいりたいと考えております。

また、本件を受けまして、今後につきましては適正な固定資産評価を行うべく、研修会への積極的な参加や他市との情報交換、担当内での勉強会などを通じまして、職員の法律等の解釈を深めるよう徹底するとともに、税制改正や新たな軽減措置が実施される際はその適用内容を十分に精査、確認して、適正な課税を行えるよう努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。深くおわび申し上げます。

○吉田武司議長 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今回の課税誤りについて、昨年も奥行長大補正、私が6月議会で一般質問させてもらいましたけれども、そのときも課税誤りがあったということですね。職員の認識の甘さといいますか、そういうことから今回こういうことが生じたということですけども、今回のこれを見ますと、平成15年から令和2年までとなっております。ということは、平成15年度に遡って還付をするという理解でよろしいですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 こちらの還付不能金の返還金につきましては、還付不能金に係る返還金支払要綱、こちらに基づいて手続する形になりますけれども、通常は10年をスパンとしてさせていただいたのですが、今後は要綱の改正をさせていただきますして、地方税法による5年とこちらの不能金の要綱の15年を合わせまして、20年の範囲で返還をさせていただくように要綱の改正をしております。今回の課税誤り、こちらの案件につきましても、これを適用してお返しするような形で手続を進めてまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 たしか、昨年のお話ですと5年間しか遡らないというお話でした。還付不能金に関わる支払要綱というのもしっかりとあって、その部分は適用されずに地方税法上の5年間遡って返す。

しかし、事務の執行が遅かったことによって4年分しか返していないということは税法どおり返していなかったんですよ。そういう手続が行われていました。

では、なぜ今年度は平成15年度まで遡って返したのか。不能金要綱を改正したことによってこういう形が生じたのか。これはあくまでも職員によるミス、要するに納税者側のミスでは何でもないわけで、職員の瑕疵があって、こういう状況が発生したわけですから、その理由まで遡るのが去年も本来ではなかったかと思えますけれども、今回はどういう事由でそういう判断をされたのか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 旧の要綱では、10年ですね。相手方に口座等の引き落としとか、そういった類いのものがあれば合わせてプラス10年ということで、20年ということでさせていただいたんですけれども、一応こちらのシステム上で把握できるのがちょっと20年まではいかないんですけれども、平成18年度分まではデータ上としての公課の内容が分かりますので、そこについては改めて是正をさせていただいて、相手方の提出を求めなくても職権でさせていただくということで、改正を手続させていただいているところでございます。

○吉田武司議長 鈴木課税課長。

○鈴木課税課長 昨年、議員のほうから御質問いただいて答弁していたときに、この要綱については今後改正の検討をさせていただくと御回答しておりましたので、その検討を行いまして、こちらのほうで分かる範囲までは返すということで、今回、要綱を改正させていただいております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 昨年もそうだったように、収納サイドにそういう収納の個票みたいのがあるんじゃないかと私は思っているんですよ。要するに、納税者が領収書なんて持っていなくて、保管してなくてなくなってしまう。そうすると収納サイドにある収納状況の個票みたいのがあって、それを確認すれば返せたんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしたか、その時点で。

○吉田武司議長 鈴木課税課長。

○鈴木課税課長 確かに、議員御指摘のとおり、昨年度もこのデータはあることはありました。

ただ、昨年度に関しましては要綱に基づいて返還をさせていただくということで、還付の処理を行わせていただきました。

今回、検討するというのもやはり、前回の奥行長大の還付の作業の対象者というのはかなり大人数になりましたので、納税者の方からも同じような御指摘をたくさんお受けいたしましたので、市としてはやはり返せるところまではしっかり返そうということで、今回改正させていただいております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 何か長くなって申し訳ないですけども、では、昨年も書類があったんだしたら、確認をして返せたんじゃないですか。要するに市の間違いですよ、なぜそれをやらなかったのか。今回だけ平成15年度に遡って、不能金支払要綱を改正したからという理由だけで返すわけですから、昨年もそういう書類を確認すれば、市に誠意があれば返せたんじゃないかと思えますけれども、5年ありきでずっと動いていたんじゃないんですか。その辺がちょっと疑問でならない。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 今の御質問なんですけど、確かにそういうミスがあったという認識があつて、条例なりを改正したということで、その時点がありますので、その前に遡及してやることは非常に難しい状況でございます。

ただ、その時点ではそういう認識はあつたとしても、条例が改正されていなかったという事実はございます。それで、今回についてはそのときの過ちを正して条例改正をして、その対象になっているということで御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 条例改正については否定するものではないですけども、昨年の時点でも確認できる書類があったわけですよ。あつたにもかかわらず適用しなかった。旧の不能金支払いの要綱には返せることになっていたんじゃないですか、確認できる書類があれば。それをなぜやらなかったのだろうか、そこがちょっと疑問でならないんですけども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 旧の要綱の取扱いといたしましては、そういった状況があつた場合は御本人から提示をいただくというところで記載をさせていただいておりますので、そういうような旧の要綱はそういった状況になっています。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 もう長くなるからここでやめますけれども、要するに本人が提出するじゃなくて、市が間違つたのであれば、市に保管している書類を確認できて返せるのであれば、返さなければいけなかったんじゃないんですか、それを私は言っているんですけども。要綱を改

正したからそのとおり今やりましたと副市長がおっしゃいましたけれども、そんなの当たり前の話ですよ。去年のことを取れば、今回と比較すれば、確認できる書類が市に保管してあるのに、それを見ないで、なぜ返さなかったのか、そこを私は質問しているんですけども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 奥行長大補正の返還につきましては、やはり要綱は改正をしておらない状況でしたので、それに基づいてさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 確認できる書類があれば、返せるんでしょうと言っているんですよ。要するに納税義務者が領収書を持ってきたら返すわけでしょう。でも、市に領収した領収書の控えがあるんじゃないんですか、ないんですか、ないならしょうがないですけども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 システム上の納付の履歴としては、平成15年度以降の分については保有はしていますけれども、領収書の類いについては保管はしていないと認識しています。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 私は、前年の話をしていますよ、前年の。支払要綱の改正前の話をしていますよ。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 奥行長大の時点でのデータとしても、平成15年度以降のものしか保有していないというふうに考えています。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 平成15年度までということは、5年しか遡らなかったですよ、結果的に4年。確認できる書類がありながら、なぜそこまで遡らなかったのでしょうか、今回だけ遡って。今回は支払要綱が改正されたから、それにのっとってやるんですよと、市の側の確認できる範囲でというけれども、実際にその書類があるんだったら、なぜやらなかったんだという疑問があるんですけども、これ、何回もやってもしょうがないですけども、もう還付金は確定しているようですから、それ以上はしょうがないんでしょうけれども、何かその辺がちょっとはっきりしないというのが一つあるんですけども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 誠に申し訳ないんですが、税務課の奥行長大補正の適用につきましては旧の要綱で、改正はしておりませんので、その要綱に基づいて手続させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 何回もお聞きいたしますけれども、間違えたのは市ですよ。市の中で確認できる書類があるのに、なぜそれを適用しないのか。今回は要綱を改正したからやります。でも、旧の要綱でも、それは市が確認できれば返せたんじゃないですかというのが私の今の気持ちと

いうか、そういうことなんですけれども、それが何かちょっと誠意を感じられないな。今回は要綱上改正したので、そこまでは遡れますよということでしょうけれども、去年もそれはできたんじゃないか。間違えたのは市ですよ、市。

なおかつ、納税義務者が10年も15年も前の領収書なんか取っていないですよ。ということは返せないですよ。返せないんだったら、その保管の代わりに市がデータを持っているんだたら、市のデータを使って返すのが誠意じゃないかと私は思いますけれども、長くなるので、これ以上はいいです。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 経緯の中で、過大に課税徴収したことが判明したとありますが、前回の奥行云々の場合は納税者のほうから違うんじゃないですかという申告があって判明したわけですが、今回判明したのはどのような経緯とか理由、納税者のほうから来たのか、あるいは職員のほうから間違いが分かったとか、どういうきっかけでこれが判明したのか伺います。

○吉田武司議長 鈴木課税課長。

○鈴木課税課長 今回の誤りにつきましては、新たに特定生産緑地制度が施行されたことや和光市内においても生産緑地の指定を受けられる面積が引き下げられた等、あと、来年、令和3年度が評価替えの作業になるということで、生産緑地の課税の内容を確認していたところ、生産緑地から市街化区域農地に変換された土地の特例ということに気がつきまして、今回発覚したということです。ですので、職員のほうで内容を確認している中で気づいたということになります。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 こうした課税率の特例とか、これは土地に関わらないでも、ほかの部分でも起こり得る内容なのかなど、法が変わるにつれてその辺のチェックというのは。これ見れば18年間放置された形になるわけですから、そういう面で考えると、その辺の今後こうした間違いを防いでいくという意味ではどのような手立てを講ずるのか、その点、考えがありましたら。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 奥行長大補正のときも、多分、平成6年とか平成7年当時の認識が誤っていたのが引き継がれたというところもありまして、今回のきっかけというのも多分その制度自体については平成6年度当初から適用すべき特例措置になっているようで、そういったところでは市が携わるのは6税目、個人とか法人の市民税とか軽自動車税、その他あるんですけれども、こちらの都市計画税とか固定資産税の課税についてはすごく特異な税というところがありまして、土地とか家屋がある限りは所有者が相続等で変わっても引き続いてずっと課税していくという類いの税金になりますので、きっかけとしては、当初きちっとした評価とか課税標準をしていかないと、それが正しいものとして評価替えとかで評価を行って、その積み重ねで現在の税額が定められているという状況がございますので、そういったところでは当然、こういったきっかけで発見された場合は速やかに是正措置をする必要も生じますけれども、現担当者とし

て取り組むべきものとして考えていただきたいのは、今後これから税制改正を行う中で、そういった特例の適用を行う場合はきちとした法の解釈に基づいて、適正に事務を処理して、今後引き継がれる担当者に禍根を残さないような手続をきちっと行うように指導してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

その他、各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午後 3時51分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光